

## 基本方針解説資料に盛り込む事項等の概要について（案）

省エネルギー改修に係る契約に関する基本的事項の改定案(資料6参照)を踏まえ、新たに基本方針解説資料に盛り込む事項等については、以下のとおり。

### 1. ESCO 事業の普及促進に向けた考え方

参考<sup>1</sup>に示したとおり、解説資料に示された面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費の目安となる閾値<sup>1</sup>をともに満たす国の機関の施設は、それほど多くない状況にある。他方、国及び独立行政法人等に限らず、地方公共団体や民間を含めた ESCO 導入事例をみると、相対的に施設規模が小さいにもかかわらず、ESCO 事業として成立している場合もある<sup>2</sup>。こうした施設は、面積当たり一次エネルギー消費量が多い、あるいは ESCO 事業の実施によるエネルギー消費量の削減率が高い等の傾向がみられる。また、国の機関において庁舎等として使用されている施設（合同庁舎等及び一般事務所庁舎）は、一般に面積当たり一次エネルギー消費量は少ない傾向にあるが、試験研究施設、厚生施設、文化施設等については、相対的に多い傾向にある。

このため、面積当たり一次エネルギー消費量及び光熱水費の目安となる閾値を超える施設については、他の改修計画等との整合性を考慮しつつ、積極的に ESCO 事業の導入に向け検討を進めることとするとともに、閾値にかかわらず、設備機器の更新時期やエネルギー使用実態等の施設の特性等を踏まえ、事業化の可能性を検討するものとする。

なお、導入可能性判断において、ESCO 事業の導入による効果が低い又は困難であると判断された施設については、一定期間経過後に改めて ESCO 事業導入の可能性を検討するものとする。

### 2. 新たに盛り込む事項等

省エネルギー改修に係る契約に関する基本的事項の改定案において、設備等の更新や改修計画の検討に当たって、新たに ESCO 事業導入可能性判断の実施について追加したところであり、以下の検討すべき事項等を基本方針解説資料の改定に盛り込むこととする。

<sup>1</sup> 面積当たり一次エネルギー消費量の目安：2,000MJ/m<sup>2</sup>以上（従来型 ESCO 事業）又は 1,500MJ/m<sup>2</sup>以上（設備更新型 ESCO 事業）、光熱水費の目安：年間 5,000 万円以上

<sup>2</sup> 第 1 回専門委員会の資料5参照。例えば延床面積 5,000 m<sup>2</sup>未満の施設は導入事例 192 事例中 8 事例。

### ( 1 ) 設備更新型 **ESCO** 事業の検討

設備更新型 ESCO 事業については、通常の改修工事と比較して、設備機器の更新による省エネルギー効果が保証されるとともに、設計、施工から維持管理まで包括的に事業者へ委託することで、事業者の創意工夫により、全体のコスト削減効果も期待できるものである。このため、設備更新型 ESCO 事業の導入促進の観点から、解説資料に以下の事項を盛り込むものとする。

- 設備機器の老朽化に伴う通常の設備改修等に当たっては、設備更新型 ESCO 事業の実施可能性について検討すること

### ( 2 ) バルク方式による **ESCO** 事業の検討

単一の施設では、施設規模、エネルギー使用量、光熱水費等が小規模であることから、通常の ESCO 事業としては成立が困難な場合について、近隣にある複数の施設をまとめ一括して ESCO 事業を導入する方式（バルク方式）が、地方公共団体等において採用・導入されている事例もある。このため、バルク方式による ESCO 事業の採用可能性の検討に向けて、解説資料に以下の事項を盛り込むものとする。

- 個別の施設については、ESCO 事業としてふさわしい事業規模が確保されない場合であっても、周辺の複数の施設における設備等の更新時期等を踏まえ、一括して発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性を検討すること

## 3 . 普及方策に係る追加事項等

国及び独立行政法人等における ESCO 事業の普及促進のための方策については、本日の議論及び第 3 回専門委員会における検討結果を踏まえ、必要に応じ、解説資料の適切な箇所に盛り込むこととする。